

多文化共生社会において活躍できるリーダー育成プロジェクト委託業務仕様書

1 委託業務の名称

多文化共生社会において活躍できるリーダー育成プロジェクト委託業務

2 事業の目的

将来社会に出る生徒が、外国人労働者をはじめ価値観の異なる多様な人々と職場等で協働しリーダーシップを発揮できるよう、外国人労働者を雇用している県内企業や海外事業所等を訪問し、そこで働く従業員等から話を伺い、意見交換の場を持つことで、外国人と日本人の橋渡し役を担える将来のリーダー人材を育成する。

3 委託業務の概要

- (1) 価値観の異なる多様な人々と協働できる力を育成することを目的とした海外研修の企画・立案
 - (2) 旅行中の交通手段、宿泊先及び食事の手配
 - (3) 視察、研修、交流プログラム等の現地での調整とサポート
 - (4) 国内における保護者説明会及び事前・事後研修会への協力
 - (5) 価値観の異なる多様な人々と協働できる力等、本プロジェクトにおいて育成する資質・能力の測定と結果の分析
 - (6) 海外旅行に係る危機管理、現地におけるトラブルへの対応・処理、相談
 - (7) 事業実施に係る諸手続等
 - (8) 研修のしおりの作成、参加者への事前・事後の諸連絡及び実施期間中の参加者の一般的な健康管理等
- なお、募集要項の作成及び参加者応募受付並びに参加者の選考については、三重県教育委員会事務局高校教育課が行う。

4 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

5 委託業務履行場所・日

場 所：ベトナム社会主義共和国 他

実施期日：令和7年8月 3日（日）～令和7年8月 9日（土）または、

令和7年8月17日（日）～令和7年8月23日（土）のうち5日間

（なお、暴風警報の発令や、悪天候または天災害等の発生により飛行機が欠航し出発できない場合で、振替不能な場合には事業を中止とする。）

※ 事前・事後研修の日時と場所については、三重県教育委員会事務局高校教育課が委託業務契約締結後、受託者と協議のうえ決定する。

6 契約上限額

9,183,900円

（消費税及び地方消費税を含む。これを超える提案及び契約はできない。）

7 研修場所

(1) JICA Viet Nam Office

11th Floor, CornerStone Building, 16 Phan Chu Trinh Street, Hoan Kiem District, Hanoi, Vietnam

(2) VIETNAM MIE CO., LTD.

Road A5, Pho Noi A Industrial Park, Dinh Du Commune, Van Lam district Hung Yen province, VIETNAM

(3) Trancy Distribution (Vietnam)

LOT NQ, Dai An Industrial Zone, Km51, Highway No. 5, Tu Minh ward, Hai Duong city, Hai Duong province, Vietnam

※ (1) から (3) の研修場所を行程に入れることとし、研修内容の申請等は三重県教育委員会事務局高校教育課が行う。

8 参加者

三重県立高等学校に在籍する高校生20名(以下「生徒」という。)及び三重県教育委員会事務局高校教育課職員等2名(以下「引率者」という。)

9 事業実施における留意事項

(1) 受託者は、高校生対象の海外研修・教育旅行に精通していること。

(2) 往復の航空券手配は、エコノミークラスで航空保険、空港使用料・税、燃料サーチャージも見積りに含むこと。

(3) 現地での移動は、参加者の専用車とし、正席で参加者全員と添乗員が1台に乗車可能で、人数分のスーツケース等の荷物が車内又はトランクルームへの積載可能であること。また、専任の運転手を配置し、移動や駐車等に係る必要経費を全て見積りに含むこと。

(4) 宿泊するホテルは、以下の基準を満たし、必要な経費を全て見積りに含むこと。

① 全参加者が同じホテルで、旅行期間中は原則同一のホテルに宿泊できること。

行程上、全参加者の宿泊先を変更したほうがよい場合はこの限りではない。

② ハノイ市内にあり、2日目以降の研修場所への移動が便利であること。

③ 宿泊には1泊につき夕食と朝食の2食付で、食事内容は、高校生が現地での研修に耐えうるだけの栄養があること。

④ 生徒の使用する部屋はスタンダードなツインルーム10室を基本とするが、男女の人数比によりツインルーム1室をシングルルーム2室に変更が可能であること。

⑤ 引率者の使用する部屋はシングルルーム2室とすること。

(5) ホテル以外の食事は以下のとおりとし、必要な経費を全て見積りに含むこと。

昼食及び夕食は原則、スタンダードクラス以上の地域の食文化に触れることができる食事内容と会場を手配すること。

(6) 参加者全員から事前にアレルギーに関する情報を収集し、特定の食品に対するアレルギーを持つ参加者がいる場合、提供する食事について該当する食品の除去、または代替食材の使用に対応すること。

(7) 旅行には日本国内から添乗員が同行するものとし、その費用も見積りに含めること。

(8) 学生との交流に対応できる通訳を1名配置し、その費用も見積りに含めること。

- (9) ハノイ市内の視察に係る入場料等の必要な経費を全て見積りに含むこと。
- (10) 行程確認のため引率者による下見を以下の内容で行うので、その下見に必要な経費を全て見積りに含むこと。また、その結果、行程に若干の変更があることを承諾すること。
- ① 下見の期日は、委託業務の実施期日までの委託者が指定した日
 - ② 下見の行程は、現地3日間で行う。
 - ③ 現地では添乗員が同行し、各行程の打合せに参加すること。また、その際の移動は、引率者2名と添乗員が乗れる専用車を用意すること。
- (11) 引率者2名の近鉄津駅から中部国際空港までの往復の特急券と乗車券を下見と本旅行の2回分を手配し、その必要な経費を見積りに含めること。
- (12) 引率者2名の海外旅行損害保険の費用も見積りに含めること。加入する保険金は、以下を最低基準とする。
- ① 傷害死亡・後遺傷害 1000万円
 - ② 傷害治療費用 1000万円
 - ③ 疾病死亡 1000万円
 - ④ 疾病治療費用 1000万円
 - ⑤ 賠償責任 5000万円～1億円
 - ⑥ 救援者費用 700万円～800万円
- (13) 三重県教育委員会の求めに応じ、本事業に関連する事前・事後研修会への同席・説明等の対応を行うこと。
- (14) 生徒の参加人数は上限を20名とし、定員の範囲内で変更することがある。契約金額は、参加人数に応じて変更すること。
- (15) 参加者数は令和7年6月末日までに三重県教育委員会事務局高校教育課が決定する。
- (16) 事業実施にあたり、本プロジェクトの実施前と実施後の生徒の資質・能力の変容について測定ツールを用いて測定するとともに、結果を分析し委託者に提供すること。
- (17) 事業実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取扱う場合は、その取扱いに万全の対策を講じること。
- (18) 本事業により作成する一切の成果物の権利は全て三重県教育委員会に帰属するものとする。
- なお、開発者が著作権を保有しパッケージ化されているソフトウェア等は開発者が著作権を保有するものとし、これらを使用する場合は、その取扱いについては受託者により適切な処理を行うものとする。
- (19) 本事業を履行するにあたり、第三者へ業務を委任、又は請け負わせてはならない。
- (20) 受託者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。業務委託契約が終了した後も、また同様とする。
- (21) 受託者は、この委託業務に関して、法令を遵守し、誠実に業務を行うこと。
- (22) 受託者の負担する経費は、原則、全て当該委託料に含まれるものとする。
- ただし、三重県教育委員会事務局高校教育課が主催する事前研修の開催費用及び参加者の旅券申請に係る費用、任意の海外旅行保険料及び行程に含まれない飲食費等の個人的性質の費用は委託料に含まない。
- (23) その他、この仕様書に定めのない事項については、受託者は三重県教育委員会と協議のうえ、決定するものとする。

10 委託契約における受託者の負担事項

- (1) 契約締結権者は、三重県会計規則（以下、「規則」という）第80条第1項各号及び第2項に該当すると認められる場合は、契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
- (2) 契約締結権者は、受託者が履行期限内にその義務を履行しないときは、規則第81条に基づき、同条第1項各号に該当する場合を除き、違約金を徴収します。
- (3) 契約締結権者は、受託者の責に帰する理由により契約を解除した場合、規則第82条に基づき、違約金を徴収します。
- (4) その他仕様書に記載がない事項については、規則の定めるところによります。規則については、下記のURLからご参照ください。

<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A85924EFA&houcd=H418902100069&no=2&totalCount=27&fromJsp=SrMj>

（「三重県法規集データベース」内「五十音検索」内「か」よりお選びください）

11 特記事項

- (1) 個人情報については別記、個人情報の取扱いに関する特記事項のとおりとする。
- (2) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下、「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - (ウ) 委託者に報告すること。
 - (エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (3) 受託者が(2)の(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。